ニセコ町国民健康保険税条例の一部改正する条例（案）についての意見募集結果

令和6年（2024年） 2月28日

ニセコ町国民健康保険税条例の一部改正する条例（案）について、このほどニセコ町まちづくり基本条例の規定に基づき、みなさんから意見の募集を行いました。

寄せられたご意見と、ご意見に対する町の考え方を以下のとおりみなさんにお知らせします。

■意見の受付期間：令和6年2月9日（金）から令和6年2月26日（月）まで

寄せられたご意見	意見：今回の国民健康保険税の計算方法の改正案に反対します。 理由： ①国民健康保険税の該当世帯にとっては大きな負担となっており、これ以上の負担増は避けるべきである。 ②国民健康保険税の計算方法は表に示されているとおり「医療分、後期高齢分、介護納付金分」（各区分は「応能割＝所得割」「応益割＝均等割＋平等割」）の合計であるが、「均等割」は世帯の人数によって計算されることから、他の医療制度と異なる税額増大の要因となっている。改正案のうち、均等割額の増額によって、家族 4 人世帯の所得軽減なしで試算では、未就学児数によるが年間 2 万円から 3 万円台になる。家計負担を増やす改正はすべきではない。 ③厚労省は 2022 年度から「子育て世帯の負担軽減」を進めるとして、子どもの数が多いほど国保税が引き上がる「均等割」部分の5割を未就学児に限って公費で軽減した。その際に、厚労省は以下の資料を公表しており、「均等割」については、問題があることを認識しており、軽減措置を一部に適用することに踏み切った。これに逆行する引上げはするべきではない。 *【資料】「未就学児の均等割保険料（税）の軽減措置に係る考え方」* *https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000996178.pdf* *問1 均等割保険料（税）の軽減措置の対象を未就学児までとした理由* *（答）* *○ 今般の軽減措置の対象については、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯による制限をかけず、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うこととしています。* *○ その上で、子どもの対象年齢については、・ 未就学児における医療費の自己負担割合が2割とされていることなど他の制度も参考とし、・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、未就学児までを対象としています。* *問2 均等割保険料（税）の軽減割合を5割とした理由* *（答）* *○ 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、均等割保険料とし*

	て世帯の人数に応じた応分の保険料（税）のご負担をいただく必要があると考えています。 *○ その上で、軽減割合については、・ こうした均等割保険料を設けている趣旨から、所得の低い方にも一定割合の負担をいただいていること等も考慮して、その全額を免除することは適当ではないこと・ 国と地方で必要となる財源規模等を考慮して、均等割保険料（税）の半額を軽減することとしています。* *○ なお、現行制度において、所得の水準に応じて、均等割保険料を最大7割軽減する措置が講じられており、今回の子どもの保険料にかかる軽減措置は、この軽減後の保険料を半額にするため、所得の低い世帯の子どもについては、最大 8.5 割の軽減となります。* *問3 今後、対象者や軽減割合を拡大する予定はあるのか。* *（答）* *○ 国民健康保険では、全ての世帯員が等しく保険給付を受ける権利があるため、原則として、均等割保険料として世帯の人数に応じた応分の保険料（税）のご負担をいただく必要があると考えています。* *○ このため、まずはこの制度をしっかりと運用していき、更なる対象範囲の拡大等については、必要な財源の確保等様々な課題があると認識しており、地方団体の皆様と引き続き協議を行いながら検討していく必要があると考えています*
ご意見に対する町の考え方	【保健福祉課回答】 ご意見に係る理由①から③について、一貫して国保保険税の改定による増額は避けるべきとのご意見ですが、ニセコ町は国や北海道が示す税率等により保険税を決定しているものであり、意図的にニセコ町が当該世帯の負担を増やしているものではありません。 新型コロナが5類へ移行し全国的に医療機関への受診件数がコロナ禍以前よりも増加しているなど、それらの状況に応じて保険料の負担増が行われるものと認識しております。 しかし、ニセコ町の令和6年度の国保税率については、国保基金からの繰入を前年度当初予算から8,488 千円増やし 14,468 千円を取り崩し負担増の抑制に努めています。 また、パブリックコメントでも説明のとおり 2030 年度には北海道全体で統一賦課となることが予定されており、現在はその準備期間に位置付けられていることから令和6年度の税率は北海道が示すものを設定しておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。 【税務課回答】 まず、国（厚生労働省）が均等割制度に問題があるとの認識をしているとのご指摘がありますが、国がそのような認識を示した事実はございません。国では、世帯の人数に応じた応分の保険税を負担する観点から均等割の仕組みは必要であると考えており、本町でもその考えに準じた税率等によって保険税を決定しています。 また、少子高齢化が進む日本では、国民健康保険に限らず社会保険料に関する負担は、多くの世帯で実際の負担額や負担感いずれにおいても増大していると思われます。しかし一方で、これら社会保険の制度は、加入するみなさんの所得などに応じ、それぞれが負担できる能力の範囲で負担額が算出さ

	れる仕組みとなっています。そのため、一時的な負担軽減のために、一律で負担額を下げてしまうと、みんなで支えあう社会保険制度を将来にわたって存続させること自体に悪影響を及ぼす恐れがあります。 　これらのことから、本町では一律に負担を軽減するのではなく、個別の事情に応じて必要な場合は加入者の負担軽減を行うべきものと考え、実際に現在もこの観点のもとで業務を進めております。具体的には、国保税の納付を取り扱う税務課では、所得の情報や国保税の納付状況などを通じて、国保税などの負担が過度に大きくなってしまったり、生活のお困り度合いが高まったりしたみなさんをある程度把握することができるため、そのようなみなさんには個別に税の軽減策や、保健福祉課などと連携した生活支援の提案を通じて、生活のお困り度合いの解消に努めていますので、負担を含めた国民健康保険制度全体へのご理解とご協力をお願いします。

【お問い合わせ先】

＜国民健康保険の制度について＞

ニセコ町保健福祉課保健医療係　TEL0136-44-2121　fukushi@town.niseko.lg.jp

＜国民健康保険税について＞

ニセコ町税務課税務係　TEL0136-44-2121　zeimu@town.niseko.lg.jp